

令和 7 年 10 月 21 日

中標津町長 西村 穰 様

中標津町上下水道運営委員会
委員長 館下 裕典

下水道使用料の改定について（答申）

令和 7 年 10 月 1 日付け中町上下水第 78 号で諮問のありましたこのことについて、中標津町上下水道運営委員会規則第 3 条の規定に基づき、当委員会で慎重に審議した結果、次のとおり意見を取りまとめましたので、附帯意見を添えて答申いたします。

記

1. 料金改定の必要性について

下水道事業は、汚水私費・雨水公費の原則に基づき、汚水処理に要する経費の一部を使用者の負担とするものであり、独立採算制を原則とした公営企業会計として、企業の経済性を発揮するとともに、効率的な事業運営を行う必要があります。

人口減少等により使用料収入が減少する一方で、老朽化施設や下水道管の更新・維持管理を着実に実施するとともに、昨今、全国的に問題となっている下水道に起因する道路陥没等の予期せぬ事故や災害に対し、万全な予防と対策を実施しなければならないことなど、下水道事業が置かれている現状を考慮すれば、**料金改定は必要である**と認めます。

なお、現行の下水道使用料は、消費税増税分を除き平成 14 年度を最後に 23 年間改定しておらず、この間、職員数の縮減や包括委託の実施、繰入金や交付金等の財源確保など、経営努力により料金を据え置いてきたことは一定の評価ができますが、長期にわたる料金の据え置きは、改定時において大幅な改定となり得るため、使用者への負担が大きく伴います。今後は、経営状況や社会情勢などを踏まえながら、料金改定の必要性に関する検証を定期的実施することが望ましく、既存の経営戦略に基づき、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で検証するべきであると考えます。

2. 料金改定の内容について

料金の改定期間については、経費回収率の低下や、運営資金の枯渇が著しく、使用料収入の確保が急務であることから、令和8年度からの実施が妥当であると考えます。

料金の改定額については、令和8年度から令和11年度までの4年間を計算期間とした経費回収率が100%となるよう、一般用の汚水で 1 m³あたり税抜37円の増額が妥当 であると考えます。なお、公衆浴場については、据え置きとします。仮に、経費回収率が100%未満の改定とした場合、使用者負担は抑えられますが、将来への負担の先送りとなり、財源不足により下水道施設の適正な維持管理にも影響を及ぼしかねないことから、本改定額が妥当であると判断したものです。

また、水道料金については家庭用や営業用等で料金を区分していることから、料金体系等の妥当性も含めた研究に努め、上下水道一体での料金の検証、見直しを図るよう留意願いたい。

3. 附帯意見

(1) 使用者への理解醸成について

料金改定は、使用者への負担増を求めるものであり、具体的でわかりやすい資料の作成や周知を行うなど、使用者に納得いただけるようきめ細かな対応に努めること。

(2) 経営改善努力とサービス向上の取組について

料金改定後においても、今まで以上に経営基盤の強化と効率的な事業運営を行うとともに、料金改定により収納率が下がることのないよう、多様な支払方法の導入や滞納整理の強化による未収金の回収に努めること。

(3) 事業計画の着実な実行について

既存の下水道中期ビジョンや経営戦略に基づき、計画的かつ着実な事業実施に努め、経営状況や社会情勢の変化による見直しを踏まえながら、将来にわたって持続可能な下水道事業の運営に努めること。

(4) 人材育成及び技術の継承について

職員数の縮減や世代交代が進んでいく中で、下水道事業を持続するための長期的な視点を踏まえた適正な人材確保に努め、知識や技術の継承及び向上に努めること。

以上